

令和7年度 第9回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年9月17日（水） 午前10時00分から10時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 丸 山 真 治 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 湯ノ口 修 | 係 長 | 浅 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | 係 長 | 前 田 智 大 | |
| | 主 事 | 玉 谷 航 祐 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じ
て執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（学芸員）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

議案第8号 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

2 条例の改正理由

警察法施行令等の一部が改正され、女性警察官（警察官の服制に準ずる女性交通巡視員を含む。）のスカートが廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。

3 改正の概要

（1） 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正

ア 警察官に対し支給する被服の品目から夏服スカートを削る。

イ その他所要の規定の整備を行う。

（2） 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正

(1)に準じた改正を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

4 条例案に対する当委員会の判断（案）

警察法施行令等の一部改正に伴い、女性警察官（警察官の服制に準ずる女性交通巡視員を含む。）のスカートが廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、異議はない。

◇議案第2号

選考により採用する職に係る承認（学芸員）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

(1) 申請のあった職 学芸員（美術工芸担当）

(2) 採用予定者数 1名

(3) 申請理由

- ・県立博物館において、学芸員1名が令和7年度末で退職（再任用期間満了）する予定であるため学芸員を採用するもの。
- ・当館では、美術館設置前から神仏像（彫刻）を専門としている学芸員がいないことで、借用・寄託資料の多い神仏像（彫刻）の調査研究、保存活用は必ずしも充分でなく、県内の寺社や地域のお堂からの助言指導依頼などにも満足に対応できていないという課題があったことから、収蔵されている神仏像（彫刻）など美術工芸品等を中心とした鳥取県の歴史に関する作品及び資料の収集・保管、調査研究、展示及び教育活動等の業務を行う学芸員を採用する。
- ・今回採用する職員は、鳥取県の歴史に関して美術工芸分野からのアプローチを行うための専門的な知識と研究する能力が必要であり、職務内容の特殊性からも教育委員会において適材を選考することとしたい。

2 採用予定日

令和8年4月1日

3 能力実証の方法

教育委員会において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件 昭和60年4月2日以降生まれの者（40歳以下）

イ 資格・免許

次の①、②及び③をいずれも満たす方

- ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、神像・仏像等彫刻作品に関する日本美術史を専攻（学位論文又は修士論文を書いていること）し、卒業（修了）した人又は令和8年3月31日までに卒業（修了）する見込みの人。
- ②神像・仏像等彫刻等に関する日本美術史分野について高度な専門知識及び美術工芸調査の経験を有する人。
- ③博物館法第5条に規定する学芸員資格を有する人もしくは令和8年3月31日までに取得見込みの人。

(2) 試験内容

ア 第1次試験

論文審査：これまでの研究実績等に関する論文審査

イ 第2次試験

論文試験：鳥取県立博物館職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験

人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- | | | |
|-----|--------|--------------------|
| 10月 | 1日（水） | 募集開始 |
| 11月 | 14日（金） | 募集〆切：第1次試験（論文）提出期限 |
| 12月 | 4日（木） | 第1次試験合格発表 |
| 12月 | 16日（火） | 第2次試験 |
| 12月 | 25日（木） | 最終合格発表 |

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

六 次回人事委員会の開催

令和7年9月26日（金）午前10時00分から開催することとした。